

学校いじめ防止対策 基本方針

新潟市立新津第二小学校

1 いじめ防止対策等の策定に関する基本理念

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第2条において、いじめは次のように規定されている。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この「いじめ」の規定を受け、新潟市では、以下の基本理念を定めている。

- いじめは、どの子どもにも起こりうる、深刻な人権侵害である。
- 子どもたちが互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くために、学校、保護者、地域が取り組む。

どの子どももかけがえのない存在であり、いじめは決して許されない人権侵害という基本理念の下、いじめ見逃しゼロに向けて、全ての教職員が一丸となって取り組み、全ての子どもが安心して過ごすことのできる学校づくりを目指す。

そのため、各校では、この基本理念の実現に向けて「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止、早期発見、被害児童の保護、加害児童への適切な指導、関係機関との連携強化等のため、具体的な取組を明確にして、学校全体で取り組むこととする。

2 当校の「学校いじめ防止基本方針」

(1) 教職員の基本姿勢

- ① いじめは、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるという認識に立つとともに、いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- ② 発生した事案に対しては、先入観で判断せず、被害を受けた児童の立場に立って、徹底した事実確認を行う。
- ③ いじめの「未然防止」、「早期発見」、「即時報告・即時対応」の取組を、組織的かつ継続的に徹底して行う。いじめかどうかの判断は学級担任一人では行わず、管理職とともに行う。また、いじめへの対応は、すべての教育活動で優先される。
- ④ いじめの早期解決のために、いじめの対象となった児童の安全を保証するとともに、校内だけでなく保護者・地域・新潟市教育委員会・関係機関及び専門家と協力して迅速に対応にあたる。
- ⑤ いじめの構造を理解し、加害児童だけでなく、はやし立てた児童や見て見ぬふりをした児童に対しても適切な指導を行う。また、「子ども一人一人の成長を促す指導」に重点を置き、加害児童等に対し、これからの学校生活をよりよく送れるよう支援を継続的に行う。

(2) いじめの未然防止の取組

- ① 「分かる授業・できる授業」や「一人一人の考えや思いを尊重する教育活動の充実」、「互いに

尊重し合う支持的風土の醸成」、「地域と連携した学習活動の充実」を図るとともに、「保護者や地域との協力体制の一層の構築」を進め、いじめを生まない学校づくりに努める。

- ② 「いじめ未然防止プログラム（学級活動・道徳）」を計画的かつ継続的に確実に実施し、いじめに対する理解を深めるとともに、いじめに対する実践的な態度を育成する。また、児童自身でよりよい学年・学級づくりに取り組もうとする意欲を引き出し、学年・学級の諸問題を自らの手で解決していこうとする力を育成する。
- ③ 児童・教職員の人権感覚を高め、児童同士及び児童と教職員等における温かな人間関係を築く。
- ④ 全校縦割り班による異学年交流活動や全校での学校行事などの体験活動を充実させ、自律性と社会性を育む。
- ⑤ 学級だけでなく、学年及び級外職員で学年児童を見守り、多様な視点で児童理解を深め、信頼関係を構築する。

(3) いじめの早期発見

- ① いじめは、どの学級にもどの子どもにも起こりうるという認識に立ち、児童の様子を注意深く観察する。いつもと違う不安な表情や言動及び不審な欠席が見られた際には、いじめの被害を疑い、迅速に児童や保護者から聞き取りを行う。
- ② 連絡帳は、朝のうちに確実に確認する。また、友達とのトラブルに基づく欠席連絡が入った際には、保護者に連絡を入れるなど迅速に情報収集を行う。
- ③ 年3回の「学校生活アンケート」（いじめ実態調査アンケート）を実施する。アンケートは、実施後すぐに管理職を含めた複数の職員で内容を確認し、管理職が即日対応の有無を判断する。また、学級担任は、不安や悩みを抱える全ての児童と面談し、迅速に適切な対応を行う。
- ④ 毎週の「職員打合せ」において、いじめや児童間のトラブル等を報告し合い、いじめに対する感度や認識を継続的に高められるようにする。

(4) いじめへの組織的な対処

- ① いじめの疑いを認知したら、迅速に被害児童へ聞き取りを行う。その後、すぐに管理職へ報告し、管理職と関係職員とで「校内いじめ対応ミーティング」を開き、被害の状況を共有するとともに、事実確認のための手立てや加害児童への指導方針を立てる。必要に応じて外部機関と連携を図りながら対処する。
- ② 複数の児童が関わっている際には、級外職員も聞き取りに加わり、迅速に事実確認を行う。
- ③ 事案が複雑な場合は、局面ごとに管理職へ報告し、随時ミーティングを行う。

(5) 加害児童等への指導

- ① 加害児童に対しては、安易に謝罪を要求して終わらせず、行った行為の責任の重さを自覚させ心からの反省を引き出す必要がある。そのためにも、加害児童本人が自分の言葉で行った行為や被害児童の心情、自身の今後の行動について説明できるように促す必要がある。
- ② いじめの構造に基づき、加害児童だけでなく、はやし立てた児童や見て見ぬふりをした児童に対しても適切な指導を行う。また、「子ども一人一人の成長を促す指導」に重点を置き、加害児童等に対し、これからの学校生活をよりよく送れるよう支援を継続的に行う。

(6) 保護者との連携

- ① 保護者から訴えがあった際は、先入観をもたずに丁寧に話を聞く。保護者の訴えを基に、被害児童や一緒にいた児童から聞き取りを行い、事実確認を行う。保護者には迅速かつきめ細やかな報告を行い、少しでも不安が軽減できるようにする。
- ② 被害児童のみならず加害児童の保護者にも、取組の即日、事実の報告や指導の結果を伝える。
- ③ 被害児童や加害児童の保護者だけでなく、学級の保護者全員に協力を仰ぐ必要が生じた際は、臨時保護者会の開催を検討する。

(7) いじめの解消判断

- ① いじめの発生後も、被害児童及び加害児童等を注意深く見守るなど、継続的かつ組織的な支援を行い、完全な解消を目指す。
- ② 解消とは、いじめがなくなることはもちろん、再発についての心配が全くなくなり、いじめを受けた子どもの心の不安が完全に払拭された状態のことをいう。概ね3か月を目処とし、解消か否かを判断する。

3 高レベルのいじめへの対応

(1) 法第28条第1項に掲げる重大事態

- ① 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② 相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき

(2) 重大事態につながる恐れのあるレベル

- いじめが原因で、登校できない状況が1日でもある
- 解消が図られているように見えても、いじめが繰り返されている
- 社会的な影響が大きく、児童生徒・保護者の状況が深刻
 - ・ 自殺念慮 ・ 差別的な発言 ・ 集団からのいじめ
 - ・ 性被害（児童ポルノ：盗撮・性的映像の所持・拡散、ズボンおろしなど）
 - ・ 保護者が不満を訴える など

(3) 発生後1週間を超えても解消に至らないレベル

- 被害者の気持ちが不安定
- 加害者の行動変容が見られない

(4) 重大事態発生時の対応

情報の収集と事実関係の整理（校内設置のいじめ対策委員会）を行い、いじめの概要について新潟市教育委員会に報告し、指導・助言を受ける。

いじめの情報

日常の観察, 本人の申し出, 教育相談, 他の児童生徒・保護者等からの情報提供, アンケート, その他

日常の観察

本人の申し出

教育相談

情報提供

など

アンケート

原本の保管

・安心して記入できる環境整備

・必ず相談にのるという約束

原則として, 複数の目で即日チェック

情報を得た教職員

生徒指導担当

学年主任

学級担任

教 頭

校 長

すぐに 招集

校内いじめ対応ミーティング

情報共有

共通理解

原則として, 即日開催

調査(事実関係の把握)

指導(支援)方針・分担の決定

全教職員

情報共有

共通理解

校内での指導・支援

一定程度の解消

指導・支援・見守りの継続

解 消

連絡

保護者

重大事態の場合

招集

いじめ対策委員会

- ・ 調査方針・分担決定
- ・ 調査
- ・ 指導(支援)方針等の協議
- ・ その他

相談

関係機関との連携

警 察
児童相談所
教育相談センター
その他

協力
支援

重大事態かどうか

重大事態

重大事態ではない

速報が必要か

必要

不要

市教委へ
電話で
速報

いじめ状況
調査による
報告

学校への指導・支援